

リスク分担表

リスクの種類	NO	リスクの内容	負担者		備考
			市	指定管理者	
募集要項リスク	1	募集要項（関連書類を含む。）の誤りに関する費用負担	○		
申請リスク	2	申請に係る費用負担		○	
協定締結リスク	3	市の責めにより協定が結べない、または遅延によるもの	○		
	4	指定管理者の事由による協定不成立又は協定締結に時間を要する場合における費用負担		○	
準備リスク	5	指定管理者基本協定書締結から指定期間開始期における準備（引継）費用負担		○	
関係法令等変更リスク	6	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす関係法令等の変更に伴う費用負担増	○		募集時において既に関係法令等が公布されている等、指定管理者が予見可能な場合を除く
税制度変動リスク	7	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす税制度の変更に伴う費用負担	○		
	8	消費税率変更に伴う費用負担	○		募集時において既に消費税率変更に伴う法令等が公布されている等、指定管理者が予見可能な場合を除く
	9	上記以外で、広く事業者全般に影響を与える一般的な税制度の変更に伴う費用負担		○	
物価変動リスク	10	指定後のインフレ、デフレに伴う費用負担	○	○	著しい物価変動に伴う経費の増加は協議
賃金水準リスク	11	指定後の賃金水準の上昇（減少）による人件費の増加（減少）	○	○	著しい賃金変動に伴う経費の増加は協議
金利リスク	12	金利変動に伴う費用負担		○	
施設競合リスク	13	他施設との競合による利用者減、収入減		○	
需要変動リスク	14	当初の需要見込みと異なる状況の発生		○	

リスクの種類	NO	リスクの内容	負担者		備考
			市	指定管理者	
事業の中止・延期リスク	15	市の責任による遅延・中止	○		市が遅延・中止期間等を予見できる場合に限る。 （応募時において指定管理者の収支予算書に積算されている場合は除く。） （※）補填額＝コロナ禍期間（令和２年度から令和４年度）を除く過去５年間の利用料金収入決算額の平均額－（休業を行った年度の利用料金収入決算額＋休業に伴い不要となる支出額）
	16	指定管理者の責任による遅延・中止		○	
	17	指定管理者の事業放棄・破綻		○	
	18	市と指定管理者双方で予見できない事象により、事業を中止・延期した場合	○	○	費用は双方で負担する。（負担割合については協議）
不可抗力リスク	19	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動など、市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことの出来ない自然的または人為的な現象）に伴う費用負担	○	△※	不可抗力における指定管理者による管理運営の終了の場合は、【特記事項】の１に基づき対応する。
緊急事態等におけるリスク	20	【特記事項】を参照	—	—	

リスクの種類	NO	リスクの内容	負担者		備考
			市	指定管理者	
施設・設備の損傷リスク	21	施設等（市の財産であるものに限る。）に関する改築、改造、新設、増設、移設による費用負担	○		
	22	指定管理者が早期の処置を講じず、又は適正な管理を怠るなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたとき費用負担		○	
	23	第22項で定める事項以外の経年劣化に伴う修繕費用負担（20万円を超える）	○		第三者の行為で相手方が特定できない場合の修繕費を含む
	24	第22項で定める事項以外の経年劣化に伴う修繕費用負担（20万円以下）		○	第三者の行為で相手方が特定できない場合の修繕費を除く
	25	施設、設備の不備又は指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる臨時休館等に伴うもの		○	
	26	指定管理者が設置した設備・備品		○	
指定の取消リスク	27	指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止における費用負担		○	ただし、指定管理者の責めによらない場合を除く
債務不履行リスク	28	市側の事由による協定内容の不履行	○		
	29	指定管理者側の事由による業務又は協定内容の不履行		○	
第三者への賠償	30	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合の費用負担		○	
	31	上記以外の理由により損害を与えた場合の費用負担	○		
引継費用	32	管理運営の引継ぎに必要な費用		○	

※ 1 不可効力リスクについては、原則として市がリスクを負担することとするが、損害を最小限に留める必要性等の観点から、生じた損害又は増加費用の一部について、指定管理者に負担を求める場合もあり、その割合等は協議により決定する。

【特記事項】 緊急事態等における指定管理者と市とのリスク分担について

1 不可抗力における指定管理者による管理運営の終了

(1) 不可抗力による当該施設の損壊等により、指定管理者による管理が不可能となったときは、不可能となった時点をもって指定管理者の指定を取消し、指定管理者による管理を終了するものとする。

(2) この場合において、指定管理者に支払う経費は、協定書において定める年額経費を日割り計算で精算するとともに、利用料金制度による施設においては、指定管理者は、不可能となった時点以降の利用に係る利用料を市に引き渡すこととする。

(3) なお、指定管理者は、市に対し、取消しに係る損害賠償を請求できないこととする。

2 緊急事態における施設の使用

(1) 市は、大規模災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用する必要があるとなった場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができることとし、指定管理者は、誠実に要請に応じなければならないこととする。

(2) この場合における管理費及び利用料金制による施設の利用料の取扱いについては、その都度、指定管理者において著しい不利益とならないことを基本として、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。

3 大規模修繕等にかかる対応

緊急に大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における管理費及び利用料金制による施設の利用料の取扱いについては、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。